別紙７

大阪府聴覚障がい者に対する手話通訳者の確保に関する要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第78条第１項の規定により、法第77条第１項第６号の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等（以下「聴覚障がい者」という。）に対して特に専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者（以下「手話通訳者」という。）を養成する事業を実施するために必要な事項を定める。

（定　義）

第２条　この要綱において、「特に専門性の高い意思疎通支援」とは、意思疎通支援しようとする情報に係る業務に関し法律等に基づく資格の取得を要するものであって、当該情報に係る業務を行う者が府域又は府域を超える圏域において拠点的な役割を果たすものと認められるものその他これと同等以上のものと府が認めるものをいう。

（実施主体等）

第３条　第１条の事業の実施主体は、大阪府（以下「府」という。）とし、予算の範囲内で実施するものとする。

２　府は、第１条の事業の実施に当たっては、この事業の実施に関し、聴覚障がい者への深い理解と経験を有し、聴覚障がい者への相談支援機能を有する者に委託して実施するものとする。

（養成研修等）

第４条　府は、第１条の事業の実施に当たっては、手話通訳者を養成するための研修（以下「養成研修」という。）を実施するものとし、当該研修を修了した者（以下「修了者」という。）に手話通訳者養成研修修了証書（様式第１号）を交付するものとする。

２　府は、養成研修の講師に対し、講師としての技術等を向上させるための研修を実施するものとする。

（研修の対象者）

第５条　養成研修の対象者は、次の各号いずれにも該当する者で、府が適当と認めたものとする。

一　府内に居住、通学または勤務する者であること。

二　手話通訳者として活動する意思がある者であること。

（登録試験の実施等）

第６条　府は、研修修了者、又は、これと同等と府が認める者に対し、必要な技術を有しているか審査するための大阪府手話通訳者登録試験（以下「登録試験」という。）を実施するものとする。

（手話通訳者の登録）

第７条　府は、次の各号のいずれにも該当する者を手話通訳者として登録することができる。

一　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者をいう。）ではないこと。

二　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者ではないこと。

三　登録試験の合格者（すでに手話通訳者として登録している者を除く。）であって、手話通訳に係る実践研修において一定の技術があると認められる者であること。

２　前項の登録は、当該登録をした年度の３年後の年度末までの間にその更新（更新のための現任研修をいう。以下「更新」という。）を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。この場合において、当該更新は直前の登録を行った年度から３年後の年度でなければ受けることができないものとする。

３　知事は、第１項の登録を受けた者に大阪府手話通訳者登録証（様式第２号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

４　第１項の登録を受けた者は、大阪府手話通訳者登録調書（様式第３号。以下「調書」という。）を提出しなければならない。

５　府は、調書の提出を受けたときは、調書に記載されている事項を手話通訳者登録台帳に登載し、適正に管理するものとする。

６　手話通訳者は、登録証の記載内容に変更があったとき又は登録証を毀損又は紛失したときは、「大阪府手話通訳者登録証再交付申請書」（様式第４号）を提出し、登録証の再交付を受けなければならない。

７　手話通訳者は、調書の記載内容に変更があったときは、変更後の内容を記載した調書を提出しなければならない。

８　府は、手話通訳者から「大阪府手話通訳者登録辞退届」（様式第５号）の提出を受けたときは、登録の抹消を行うものとする。

(事務の協力)

第８条　府は、事業の実施に当たっては、事業を円滑に実施し、聴覚障がい者団体をはじめ関係機関と密接に連携・協力することとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要がある事項は、府が別に定める。

附　則

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

(経過措置)

２　この要綱の改正前の要綱（以下「改正前要綱」という。）第９条第１項から第２項の規定により行った登録及び同条第４項の規定により行った登録の更新については、平成31年３月31日までの間は、この要綱第７条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。